

静岡市クリエイター支援センター
指定管理者 募集要項

平成26年9月
静岡市 経済局
商工部 産業政策課

目 次

○ 静岡市クリエイター支援センター 指定管理者募集要項	
1 指定管理者制度の趣旨.....	1
2 施設の概要.....	1
3 指定管理者の業務内容.....	2
4 指定期間.....	2
5 欠格事項.....	2
6 申請に関する事項.....	3
7 審査及び選定に関する事項.....	5
8 協定の締結.....	6
9 その他.....	7
10 問い合わせ先及び申請書類提出先.....	7

静岡市クリエイター支援センター 指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の趣旨

静岡市では、静岡市クリエイター支援センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度による管理を導入しています。第3期目の管理運営をしていただく指定管理者を非公募により募集します。

2 施設の概要

(1) 名称 静岡市クリエイター支援センター

(2) 所在地 静岡市葵区追手町4番16号

(3) 施設概要

① 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

敷地面積 9,462 m² 延床面積 4,077 m²

平面駐車場 20 台 (うち指定駐車場 10 台)

② 各階概要及び面積等

部屋名等	位置	面積	室数(台数)
指定駐車場	1階敷地内		10台
事務室1	1階	53 m ²	1室
事務室2	1階	22 m ²	1室
会議室	1階	30 m ²	1室
印刷室	1階	22 m ²	1室
ハイビジョン映像編集室	1階	21 m ²	1室
クリエイター育成室	2階	約28 m ²	10室
商談室	2階	55 m ²	1室
ギャラリー	2階	80 m ²	1室
第1展示コーナー	2階	71 m ²	1室
第2展示コーナー	3階	77 m ²	1室
プレゼンテーション ルーム	3階	80 m ²	1室
第1研修室	3階	57 m ²	1室
第2研修室 (準備室を含む。)	3階	106 m ²	1室
会議室	3階	57 m ²	1室
作業室	3階	57 m ²	1室
休憩室(自動販売機コーナー併設)	3階	96 m ²	1室

※ 網掛け部分については、貸出施設。

- ③ 建築年月日 昭和 61 年 3 月 5 日
- ④ 開館年月日 平成 20 年 1 月 4 日
- ⑤ 開館時間及び休館日

開館時間	休館日
午前 9 時から午後 9 時まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができます。

3 指定管理者の業務内容

(詳細は別紙「業務仕様書」のとおり)

- (1) 静岡市クリエイター支援センター条例第 3 条に掲げる事業の実施に関する事。
 - ① クリエーターの育成のための場の提供及び運営に関する事。
 - ② クリエーターの技術等の向上に関する研修、講座及び講演会の開催に関する事。
 - ③ クリエーターの創造的な活動の発表等に関する事。
 - ④ クリエーター相互及びクリエイターと他の事業者の交流に関する事。
 - ⑤ クリエーターの創造的な活動による新事業の創出及び既存産業の高度化の研究に対する支援に関する事。
 - ⑥ クリエーターの創造的な活動に関する情報の収集及び提供に関する事。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業
- (2) 静岡市クリエイター支援センターの施設の利用の許可に関する事。
- (3) 静岡市クリエイター支援センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

4 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (1 年間)

この期間については、静岡市議会での議決により決定します。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成 24 年 4 月 1 日施行)に基づき、静岡市から入札参加停止を受けている者
- (3) 直近の 1 年間において、市税・法人税・消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基

- づき、更正又は再生手続をしている者
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 7 条第 1 項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するもの
- (6) 複数の法人等で応募する場合にあっては、いずれかの構成員が（1）～（5）に該当する場合
- なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間にこれらのいずれかに該当することとなった場合には、応募は取り消されます。

6 申請に関する事項

- (1) 募集の通知
平成 26 年 9 月 9 日（火）
- (2) 申請書類
申請には次の書類を提出してください。
使用する用紙の規格は、原則 A 4 版縦とし、図面など規格を超えるものは A 4 版の大きさに折り曲げてください。
- ① 静岡市クリエイター支援センター指定管理者指定申請書（静岡市クリエイター支援センター条例施行規則様式第 9 号）
- ② 静岡市クリエイター支援センター事業計画書（静岡市クリエイター支援センター条例施行規則様式第 10 号）
- ③ 静岡市クリエイター支援センター事業計画に関する収支予算書（静岡市クリエイター支援センター条例施行規則様式第 11 号）
- ④ その他の添付書類
- ア 法人等の定款、寄付行為又はこれらに準ずるものの謄本
- イ 役員名簿
- ウ 事業者の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
- エ 平成 24 年度から平成 25 年度までの貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書
- オ 市税・法人税・消費税及び地方消費税に係る直近 1 年分の納税証明書
- カ クリエーター支援センターの管理運営に係る従事予定者の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織図等
- ※その他、必要に応じて追加資料の提出を求めています。
- (3) 申請方法
直接持参
- (4) 提出部数
原本（正本）1 部、副本 10 部
- (5) 提出場所
静岡市経済局 商工部 産業政策課
（静岡市清水区旭町 6 番 8 号 清水庁舎 5 階）
- (6) 提出期間
平成 26 年 9 月 9 日（火）から平成 26 年 10 月 20 日（月）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日、祝日を除く

(7) 留意事項

- ① 申請者が次のいずれかに該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。
 - ア 複数の事業計画書を提出した場合
 - イ 申請者又は申請者の代理人その他関係者が指定管理者選定委員会に対し、接触を求めたり、文書を送付したり、利益を供与するなど、申請者に対を有利にするよう働きかけた場合
 - ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
 - エ 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - オ その他不正な行為があったと市が認めた場合
- ② 申請書の取扱い
 - ア 著作権
申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
 - イ 特許等
申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
 - ウ 返却
一度提出された書類は、お返ししません。
 - エ 申請の辞退
申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
 - オ 申請に当たっての費用負担
申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
 - カ 情報公開
提出された書類は、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。
 - キ その他
申請後、提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く。）

(8) 質問の受付期間等

質問事項がある場合は「質問書」に記入の上、ファックス又は電子メールで送付してください。質問者に、ファックス又は電子メールにて平成26年10月14日（火）までに回答します。

- ① 受付期間 平成26年9月9日（火）から平成26年10月2日（木）まで
- ② 送付先 静岡市経済局商工部産業政策課宛
電子メールで送付する場合は、件名（題名）を必ず「クリエイター支援センター指定管理募集質問」としてください。

7 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画書等について、所管課による審査を経て、指定管理者選定委員会に付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。なお、応募後に資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、事業計画書、収支予算書等の書類審査等の内容について、審査基準に照らし審査します。この際、プレゼンテーション等を申請者から行っていただく場合があります。プレゼンテーションを行う場合、会場、日程、方法等詳細については、後日連絡します。

(2) 審査基準

指定管理者の選定は、事業計画書等の内容により、次の事項を総合的に考慮して判断します。審査の視点は次のとおりです。

審 査 項 目
<p>事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市が提示した仕様書を理解し、それが事業計画に反映されているか。 2 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。 3 事業計画の内容及び事業回数は適当なものか。 4 施設の利用について公平性が保たれているか。
<p>事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。 2 利用者ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。 3 継続的にクリエイター人材を地域に輩出していくための方策が示されているか。 4 収支計画は妥当か（事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。）。 5 事業計画について、指定期間内の達成目標を設定し、実施方針が示されているか。
<p>事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。（5～10%） 2 定款、寄附行為、規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。 3 管理に必要な人員が確保され、適正な配置計画がなされているか。 4 管理に必要な人材やネットワークを有しているか。 5 利用者の苦情や要望、意見等に対し、適切に対応できるか。
<p>管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務諸表の状況は適正であるか（過去3年間における損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか。貸借対照表において債務超過となっていないか。） 2 適切な経理的処理能力を有しているか。

※「管理」には運営までを含めることとする。

(3) 指定管理者選定委員会への付議

所管課による審査結果を受け、所管課から提出された資料をもとに、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（平成 27 年 2 月議会）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

市議会での議決事項は次のとおりです。

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- ② 指定管理者に指定する団体の名称
- ③ 指定期間

なお、申請者が指定管理者としてふさわしいと市が認めない場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

(5) 審査結果の公開

審査結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページで公開します。

8 協定の締結

指定管理者の指定後、施設の管理業務に関する協定書を毎年度当初に静岡市と締結します。

(1) 協定書に盛り込む主な事項

- ① 総括的事項
 - ア 業務の内容
 - イ 協定の期間
- ② 管理運営業務の履行に関する事項
 - ア 業務の委託等の禁止
 - イ 個人情報の保護に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
 - ア 指定管理料の額
 - イ 指定管理料の支払い方法
- ④ 事業報告
 - ア 事業報告書の提出
 - イ 事業の検査
- ⑤ 帳簿の保存について
- ⑥ 定めのない事項等の処理

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損ない、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

9 その他

(1) 評価

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を静岡市ホームページで公表します。

(2) 指定取消等

静岡市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

① 取消事由

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
- イ 不可抗力等による場合

② 損害賠償

指定取消等を行った場合、その結果として静岡市が被った損害の有無を確認するとともに、静岡市は当該指定管理者に対し、損害賠償請求を行うかどうかを検討することとします。

③ 指定管理期間中に施設が廃止された場合の取り扱い

指定管理期間中に施設が廃止された場合には、期間中であっても指定が終了するものとする。

(3) その他留意事項等

- ① 指定管理者がクリエイター支援センターの管理・運営に係る管理・運営規定・要綱等を設けるときは、あらかじめ静岡市と協議するものとします。
- ② 募集要項及び仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容等について定めのない事項又は疑義が生じた場合には、静岡市と協議し、その指示に従って処理するものとします。

10 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎5階

静岡市 経済局 商工部 産業政策課 新産業係

TEL 054-354-2313

FAX 054-354-2132

E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp